

卒業認定

作新学院大学学則（抜粋）

（卒業要件）

第29条 学生は、当該学部の定める次の区分により授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(1) 経営学部

ア 共通教育科目は、必修科目を含め40単位以上

イ 専門教育科目は、必修科目を含め84単位以上

(2) 人間文化学部

① 発達教育学科

ア 共通教育科目は、必修科目を含め40単位以上

イ 専門教育科目は、必修科目を含め97単位以上

② 心理コミュニケーション学科

ア 共通教育科目は、必修科目を含め40単位以上

イ 専門教育科目は、必修科目を含め88単位以上

（卒業の認定）

第37条 学長は、第7条第1項に規定する年限以上在学し、第26条に定める授業科目を、第29条に定めるところにより、卒業要件単位を修得した者について、卒業を認定する。

2 前項の卒業の認定に当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べるものとする。

3 前条第1項の規定により、卒業の認定に必要な修得すべき単位のうち、第28条第3項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

4 学長は、卒業の認定を受けた者に対し卒業証書を授与する。

（学位の授与）

第38条 学長は、卒業者に次の学士の学位を授与する。

(1) 経営学部 学士（経営学）

(2) 人間文化学部 学士（人間文化学）

2 前項の学位を授与するに当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べるものとする。